

がん地域連携パスイメージ

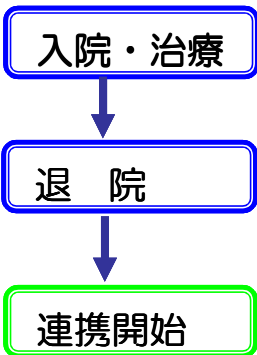
国立病院機構函館病院



当院で手術などをして入院治療が終了した患者さん
今後はかかりつけ医や地元の医師にかかりたい



がん地域連携パスを使用



●がん診療連携拠点病院（当院）の主治医

・医療連携について説明

連携医療機関について説明、相談させていただきます。

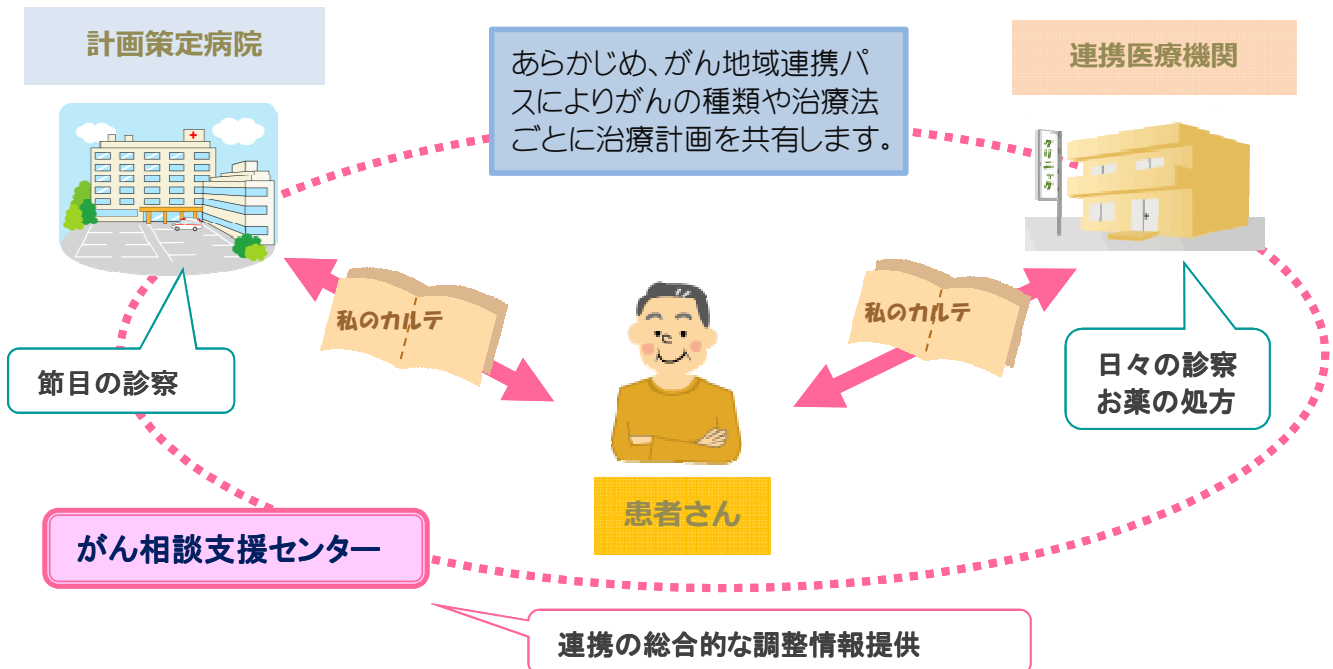
●がん診療連携拠点病院（当院） がん相談支援センター

・患者さんの状況を考慮したコーディネートを開始

連携可能な医療機関を患者さんにご紹介します。

連携医療機関とのパスの使用について調整させていただきます。

調整後、患者さんに「私のカルテ」をご持参いただき、連携医療機関を受診していただきます。



- かかりつけ医の先生には、がん地域連携パス（私のカルテ）に記載された診療スケジュールに基づき、日々の診察と投薬（処方）をお願いいたします。
- 当院が節目の診察・検査を行います。また、緊急時の対応も行います。
- 患者さんには受診の際「私のカルテ」を携帯していただきます。

<がん地域連携パスの種類>

パス名		種類
胃がん	内服なし	私のカルテ(地域統一パス)
	4投2休	私のカルテ(地域統一パス)
	2投1休	私のカルテ(地域統一パス)
大腸がん	内服なし	私のカルテ(地域統一パス)
	内服あり	私のカルテ(地域統一パス)
肺がん	内服なし	私のカルテ(地域統一パス)
	内服あり	私のカルテ(地域統一パス)
乳がん		私のカルテ(地域統一パス)
肝がん		当院作成パス



函館市医師会と函館市地域連携パス協議会が作成した「私のカルテ」を、がん地域連携パスとして運用したいと思います。※肝がんを除く

<がん地域連携グリティカルパスに関する算定項目>

がん治療連携計画策定料(計画策定病院) 750点(退院時)

計画策定病院において、がんと診断され、がんの治療目的に初回に入院した際に、地域連携診療計画に沿って治療を行うことについて患者の同意を得た上で、地域連携診療計画に基づく個別の患者ごとの治療計画を策定するとともに、説明し、それを文書にて患者又は家族に提供した場合に算定する。

連携医療医療機関は、こちらが算定できます

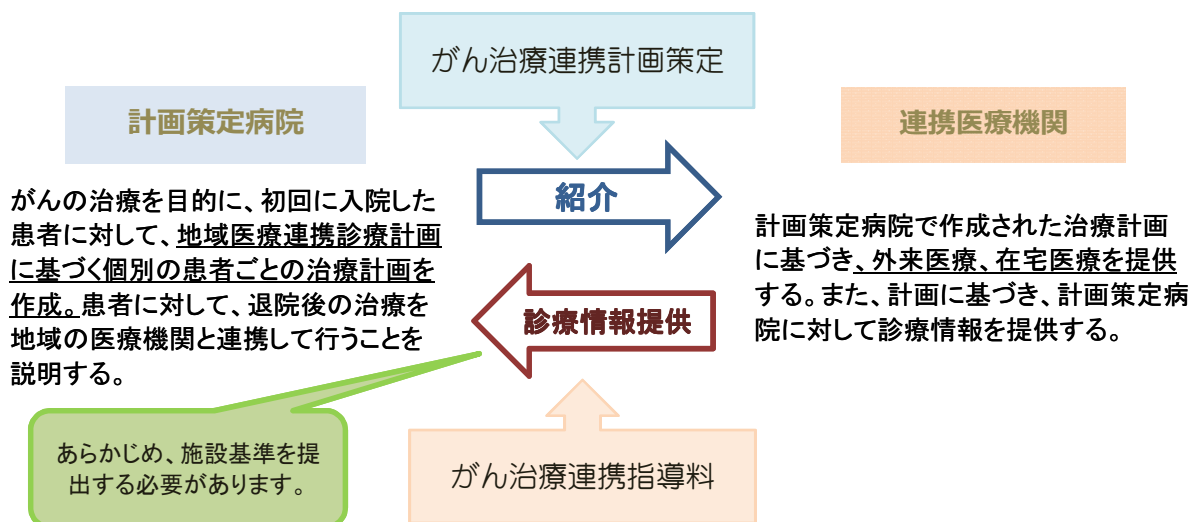
●がん治療連携指導料(連携医療機関) 300点(情報提供時)

連携医療機関において、患者ごとに作成された治療計画にもとづく診療を提供し、計画策定病院に対し患者の診療に関する情報提供をした際に算定する。



計画策定病院から患者を引き継いだ医療機関が算定する点数です。治療計画に基づく診療を提供し、計画策定病院に対して患者の診療に関する情報提供をした際に、月1回に限り算定します。情報提供の頻度は、基本的には治療計画に記載された頻度に基づきますが、患者の状態の変化等により、治療方針の変更等について計画策定病院に相談したり、変更が必要となった際に診療情報提供を行った場合にも、算定できます。

<算定の流れについて>



※患者さんの状態によっては、退院後しばらく経ってから、がん地域連携パスの使用をはじめる場合があります。その場合、がん治療連携計画策定料、がん治療連携指導料が算定できないことがあります。

<施設基準の届けについて>

施設基準の届けにつきましては、地域連携パスを用いた当院との治療連携に同意いただけましたら、当院にて連携病院側の書類等も作成させていただき提出させていただきます。

※がん治療連携指導料の施設基準に係る届出は、…計画策定病院において、がん治療連携指導料の算定を行う連携医療機関に係る届けを併せて行っても差し支えない、とされています。



参加申込書を当院に提出していただきましたら、施設基準の届け出は、当院にてまとめてさせていただきます。

お問い合わせ先



独立行政法人国立病院機構函館病院 がん相談支援センター
直通電話 0138-51-0229
直通FAX 0120-750-766

